

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

また、同条第 2 項は、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされています。

本件請求において請求人は、「2009 年 7 月から 2010 年 1 月に生活保護費が不正受給されているので、全額を返還」させる措置を求めており、当該行為のあった日から 1 年を経過した正当な理由として、「平成 23 年 11 月に判明した事実がある」と主張しています。

しかしながら、「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」（昭和 63 年 4 月 22 日最高裁第二小法廷判決）とされています。

本件の生活保護費については、「請求人が提出した事実証明書」によると、請求人は「2009 年 7 月から 2010 年 1 月までは受給していた」ことを、平成 22 年 1 月には知っており、正当な理由があるとはいえません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。